

食安輸発0510第1号
平成25年5月10日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(タイ産生鮮おぐらの検査命令免除対象輸出業者の削除)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年5月8日付け食安輸発0508第1号）により通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、下記の登録輸出業者が輸出した生鮮おぐらから基準値を超えるイソプロチオランが検出されたことから、当該輸出者より輸出されるおぐらにあっては、EPNに係る検査命令を実施するようお願いします。

記

TANIYAMA SIAM CO., LTD.

<違反事例>

1. 品 名：生鮮おぐら
2. 生産国：タイ
3. 輸 出 者：TANIYAMA SIAM CO., LTD.
4. 検査結果：イソプロチオラン 0.03ppm（基準値：0.01ppm）
5. 検 疫 所：関西空港検疫所(届出受付番号:第63008262520-1)
6. 輸 入 者：株式会社 アグリ・サン